

激甚災害により被災した文化財の災害復旧に係る文化財補助金の補助率について

平成 28 年 11 月 1 日
文化庁長官決定
令和 2 年 4 月 1 日
改 正

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項（平成 27 年 4 月 1 日文化庁長官決定）、重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項（令和元年 1 2 月 1 3 日文化庁長官裁定）において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号）に基づき指定された激甚災害により被災した文化財の災害復旧事業として行われる場合の補助率は、災害復旧に係る文化財補助金の補助率について（平成 10 年 11 月 20 日文化庁長官裁定）の定めに基づき算出した上で、以下の全ての条件を満たす場合は、更に 5 %加算した率とする。

ただし、補助対象経費の 90 %を上限とする。

記

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村に所在する文化財の災害復旧事業を行う。
2. 文化財の所有者が国であり、文化財保護法第 172 条第 2 項に基づき、地方公共団体が管理団体・管理責任者となっている。
3. 事業予定総額が相当高額であり、地方公共団体の負担が相当困難と認められる場合。